

定期試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、麻生美容専門学校学則第 12 条にもとづいて実施する試験(定期試験、追試験、再試験をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定める。

(試験日)

第2条 各授業課目の試験日は、学年暦において定める。

(試験)

第3条 試験は、授業課目毎に実施し、必要に応じて追試験又は再試験を実施する。

(定期試験)

第4条 定期試験は、学期毎に実施する試験であって、原則学期末(前期・後期)に期日を定めて行う。前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験とする。但し、校長が教育上必要と認めるときは、当該課目の開講期間内に試験を行うことができる。

- 2 定期試験は、筆記若しくは実技試験のいずれかにより、又はこれらの併用によって行う。

(追試験)

第5条 追試験は、別表1に定めるやむを得ない理由により、第4条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する定期試験相当の試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験とする。

- 2 追試験の受験申請は、当該課目の試験実施日以降すみやかに、「追試験受験申請書」を提出しなければならない。
- 3 前項までの規定は、試験による成績評価を行わないものには適用しない。

(再試験)

第6条 再試験は、評価点が60点未満の者を対象に実施する定期試験相当の試験であって、前期に実施するものを前期再試験、後期に実施するものを後期再試験とする。

- 2 再試験を受験し評価点が60点未満である者に対しては、教務会議で審議の上、再度再試験(以下、「再々試験」という)を実施することがある。
- 3 第1項により再試験を希望する者又は第2項により再々試験を希望する者は、成績発表後すみやかに、「再試験又は再々試験申請書」を提出しなければならない。
- 4 前項までの規定は、試験による成績評価を行わないものには適用しない。

(再試験料)

第7条 再試験又は再々試験を受験する場合は、受験課目1課目につき 8,000 円を再試験料として納付しなければならない。

(出題範囲、水準及び試験時間等)

第8条 試験は、各授業課目の事前に周知した学習目標(到達目標)、授業計画(コマシラバ)に示した内容に従って出題するものとする。

- 2 試験の試験時間は1課目60分とする。
- 2 前項にかかわらず、校長が必要と認めた場合については、前項で規定した試験時間以外の時間で実施することができる。

(身体上の障がい等にかかる特別措置)

第9条 身体上の障がいその他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、校長の許可を得なければならない。

2. 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

(受験資格)

第10条 試験は、試験実施時に在学している者で当該授業課目の履修登録を行っている者のみ受験できる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業課目の試験を受けることができない。
 - (1)名札を着用していない者。
 - (2)試験実施時に停学又は自宅謹慎中の者。
 - (3)学生証又は身分証明書代用証を携帯していない者。
 - (4)試験開始時刻に5分を超えて遅刻した者。
 - (5)実技試験に必要な道具や服装等指定した準備ができていない者。
- 3 前項第3号に該当する者で身分証明書代用証の交付を受けようとする者は、試験委員に申し出なければならない。

(受験の心得)

第11条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1)学生証を、写真印刷面を上にして机上に提示すること。
- (2)試験監督者の指示に従うこと。
- (3)試験中に受験者間での筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4)試験中は携帯電話その他の情報通信機器の電源を切り、鞆の中に入れておくこと。
なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机上に置くことはできない。
- (5)答案には、学籍番号や氏名等をもれなく記入すること。
- (6)解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。
- (7)第13条に規定する不正行為および不正行為と紛らわしい行為をしないこと。
- (8)試験開始後は、監督者が認めた場合を除き、試験場から退室することができない。

(不正行為)

第13条 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持および使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- (5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他の情報通信機器の使用
- (6) 所持品、机上等への事前の書き込みと使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) 答案や出席表への偽名記入又は故意による答案無記名
- (10) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- (11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (12) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(受験中止と答案の無効)

第14条 試験において、前条にある不正行為を行った場合は受験中止の上退場を命じるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者の答案は無効とする。

- (1) 当該授業課目の試験において不正行為を行った者。
- (2) 答案用紙を試験場外に持ち出した者。

(不正行為の取扱)

第15条 試験において不正行為を行った学生には、麻生美容専門学校学生懲戒規程を適用する。

2 前項の学生については、当該試験期間中に実施された全ての授業課目に係る成績評価の標語をDとし、再試験等を行わない。

附 則

この規程は、2026年4月1日より施行する。